



平成 20 年 6 月 3 日

各 位

会 社 名 株式会社N F Kホールディングス
代表者名 代表取締役社長 城 寶 豊
(J A S D A Q ・ コード 6494)
問合せ先 役職・氏名 取締役 田中 耕
電話 045 - 575 - 8000

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会書面決議において、「定款の一部変更の件」を平成 20 年 6 月 27 日(金曜日)開催予定の第 66 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 当社は、平成 18 年 10 月 1 日に旧日本ファーンレス工業株式会社より株式会社N F Kホールディングスへ商号変更をしておりますが、表紙や欄外等に一部旧日本ファーンレス工業株式会社の記載がございますので、これを訂正致します。
- (2) 当社は、持株会社となっておりますので、第 2 条(目的)に子会社の支配、管理についての記載を追加致します。
- (3) 当社が現在、研究・開発中の産業廃棄物処理関連、ならびに廃棄物等を用いた代替燃料生成関連について、今後の事業の広がりを見据え、それぞれを第 2 条 14 項、15 項に追加致します。また、第 2 条 13 項の投資事業組合財産の運用及び管理運営に関する業務を削除、第 2 条 10 項の電動自転車、電動オートバイ、電動自動車用各部品に関する業務についても修正致します。
- (4) 当社では現在、アスベスト含有物質処理の技術開発や、超高温水蒸気を利用したガス化装置、廃タイヤ乾留炉、産業廃棄物処理技術、廃棄物等を用いた代替燃料生成関連など新たな収益の柱となる事業の構築を目指し日々励んでおりますが、将来、これらの技術を生かした事業実現の際に、機動的かつ柔軟な資金調達を可能にすることを目的とし、現在定款第 6 条(発行可能株式総数)に定める発行可能株式総数を、現在の 6,000 万株から 11,861 万株へ変更致します。

(5) 会計監査人の報酬規定について、その報酬額等の決定に関わる手順を第 43 条に新設し、明確にすることと致します。

(6) 条文追記により、条・項・号を変更致します。

(7) 誤字および一部の表記方法等を訂正致します。

2 . 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3 . 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成20 年6 月27 日(金曜日)

定款変更の効力発生日 平成 20 年 6 月 27 日(金曜日)

以上

【別紙】定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則</p> <p>第1条(商号) (条文省略)</p> <p>第2条(目的) 当社は<u>下記の事業を営むことを目的とする。</u></p> <p>1_各種燃焼工業用機械の設計並びに製造、販売 2_各種工業窯炉の設計並びに製造、販売 3_各種燃焼技術を活用した環境設備機器及び省エネルギー設備機器の設計並びに製造、販売 4_各種燃焼設備の配管、設備工事及びタイル、レンガ、ブロック工事 5_工業所有権、著作権等の無体財産権の修得及び譲渡に関する事業 6_損害保険代理業、自動車損害賠償保険法に基づく保険代理業及び生命保険の募集に関する業務 7_ビル管理、倉庫管理、清掃業 8_不動産の売買、賃貸借及び管理業 9_株式及びその他有価証券の保有、運用、金銭債権の買取り、債務の保証・引き受け及びそれらの仲立業 10_電動自転車、電動オートバイ、電動自動車用各部品(モーター、バッテリー等)の設計並びに製造、販売 11_グループ会社及びその他企業への経営指導、コンサルタント業務 12_グループ会社、内外のベンチャー企業及びその他企業への投融資及び投融資の仲介、斡旋 <u>13_投資事業組合財産の運用及び管理運営に関する業務</u> 14_各種電気製品及びその部品の製造、販売</p> <p>(新 設)</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>第1条(商号) (現行どおり)</p> <p>第2条(目的) <u>1_当社は、次の事業を営むこと並びに次の事業を営む会社の株式もしくは持分を所有することによって、またはそれ以外の方法及び形態によって、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。</u></p> <p>(1)各種燃焼工業用機械の設計並びに製造、販売 (2)各種工業窯炉の設計並びに製造、販売 (3)各種燃焼技術を活用した環境設備機器及び省エネルギー設備機器の設計並びに製造、販売 (4)各種燃焼設備の配管、設備工事及びタイル、レンガ、ブロック工事 (5)工業所有権、著作権等の無体財産権の修得及び譲渡に関する事業 (6)損害保険代理業、自動車損害賠償保険法に基づく保険代理業及び生命保険の募集に関する業務 (7)ビル管理、倉庫管理、清掃業 (8)不動産の売買、賃貸借及び管理業 (9)株式及びその他有価証券の保有、運用、金銭債権の買取り、債務の保証・引き受け及びそれらの仲立業 (10)モーター、バッテリー等の設計並びに製造、販売 (11)グループ会社及びその他企業への経営指導、コンサルタント業務 (12)グループ会社、内外のベンチャー企業及びその他企業への投融資及び投融資の仲介、斡旋</p> <p>(削 除)</p> <p>(13)各種電気製品及びその部品の製造、販売</p> <p>(14)産業廃棄物の処理に関する設備の開発、製</p>

<p>(新 設)</p> <p><u>15. 上記に関連する一切の業務</u></p> <p>第3条～第5条 (条文省略)</p> <p>第2章 株 式 第6条(会社の発行可能株式総数及び株券の種類)当社の発行可能株式総数は、<u>6,000</u>万株とする。</p> <p>第7条 (条文省略)</p> <p>第8条(取締役会決議による自己の株式の取得) 当社は、会社法第165条第2項の規程により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</p> <p>第9条～第11条 (条文省略)</p> <p>第12条(株式取扱規程) 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める「<u>株式取扱規定</u>」による。</p> <p>第3章 株 主 総 会 第13条～第17条 (条文省略)</p> <p>第18条(議事録) 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令の定める事項については、これを議事録に記載または記録する。</p> <p>第19条～第22条 (条文省略)</p>	<p><u>造、販売及び産業廃棄物処理業</u></p> <p><u>(15) 廃棄物等を用いた代替エネルギーの生成に関する設備の開発、製造、販売及び代替エネルギー生成に関する一切の事業</u></p> <p><u>2. 上記に関連する一切の業務</u></p> <p>第3条～第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株 式 第6条(会社の発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、<u>11,861</u>万株とする。</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>第8条(取締役会決議による自己の株式の取得) 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</p> <p>第9条～第11条 (現行どおり)</p> <p>第12条(株式取扱規程) 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める「<u>株式取扱規程</u>」による。</p> <p>第3章 株 主 総 会 第13条～第17条 (現行どおり)</p> <p>第18条(議事録) 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。</p> <p>第19条～第22条 (現行どおり)</p>
---	---

<p>第4章 取締役及び取締役会 第23条(取締役会の招集権者および議長) 1. 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長が召集し、議長となる。</p> <p>第23条2項～第27条 (条文省略)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によってこれを定める。</p> <p>第29条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第30条～第37条 (条文省略)</p> <p>第38条(報酬等) 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によってこれを定める。</p> <p>第39条～第42条 (条文省略)</p> <p>第6章 会計監査人 (新 設)</p> <p>第7章 計 算 第43条(事業年度) 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p> <p>第44条(剰余金の配当等の決定機関) (条文省略)</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会 第23条(取締役会の招集権者および議長) 1. 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長が召集し、議長となる。</p> <p>第23条2項～第27条 (現行どおり)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という)は、株主総会の決議によってこれを定める。</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第30条～第37条 (現行どおり)</p> <p>第38条(監査役の報酬等) 監査役の報酬等は、株主総会の決議によってこれを定める。</p> <p>第39条～第42条 (現行どおり)</p> <p>第6章 会計監査人 第43条(会計監査人の報酬等) 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て決定する。</p> <p>第7章 計 算 第44条(事業年度) (現行どおり)</p> <p>第45条(剰余金の配当等の決定機関) (現行どおり)</p>
---	---

第4_5条(剰余金配当の基準日) (条文省略)	第4_6条(剰余金配当の基準日) (現行どおり)
第4_6条(配当の除斥期間) (条文省略)	第4_7条(配当の除斥期間) (現行どおり)
附 則 (条文省略)	附 則 (現行どおり)